



◆ 対象罪名等

受刑者・少年院在院者ともに罪名・非行名による除外等は設けない

◆ 聴取・伝達職員

被害者担当官（仮称）：刑事施設の処遇に関する刑務官等、少年院の教育に関する法務教官等をそれぞれあらかじめ指定（各庁に男女複数名の職員を想定）

同席・サポート：聴取場面では、矯正管区職員・処遇カウンセラー等による同席・サポート

※被害者等の希望がある場合は、被害者支援団体職員の同席も可能

伝達場面では、刑事施設の処遇部門、教育部門、少年院の教育・支援部門職員等（受刑者・少年院在院者の処遇に直接関与する職員を含む。）

◆ 手続の流れ

○申出の受付・受理

受付：全国の矯正管区又は矯正施設（受付後に加害者収容施設に回送）

受理：対象の受刑者・少年院在院者を収容する施設

○聴取日時等の通知

通知内容：聴取日時・場所等 ※聴取不相当の場合はこの旨通知

聴取場所：矯正管区・矯正施設 ※被害者等の意向も踏まえて決定
（対象の受刑者等を収容する施設を含む。）

（聴取不相当の例）

暴力団抗争事案、報復の意思が明らかな場合 等
※その他、やむを得ない場合などでの制限もあり得る

○心情等の聴取

聴取方法：口頭又は書面（原則として、口頭を想定）

担当官は被害者等の確認を得ながら聴取書面を作成

※被害者等の希望がある場合は、被害者支援団体職員の同席も可能

○矯正処遇等の実施

すべての受刑者等の矯正処遇等において、被害者等の
・被害に関する心情
・置かれている状況 を考慮

心情等の聴取のあった受刑者等の矯正処遇等において、聴取した心情等を考慮

例えば、
・処遇要領等の策定・変更
・ケース会議等での検討
・改善指導等での個別的な働き掛けの実施
・社会復帰支援の実施 等

○心情等の伝達

伝達方法：原則として、聴取書面を読み聞かせ

伝達時期：速やかに伝達（処遇状況等を考慮）

※被害者等の了解を得て保護者等の同席・伝達も想定（少年院）

（伝達不相当の例）

被害者等への逆恨みのおそれがある場合 等
※その他、やむを得ない場合などでの制限もあり得る

○伝達結果等の通知

通知内容：伝達の有無、受刑者等の反応等

（被害者等が事前に希望した場合）

通知方法：原則として、書面による通知を想定

※再度の聴取・伝達を希望する場合は、新たに申出を受付

◆ 更生保護官署との連携

心情等の聴取・伝達状況については、更生保護官署と共有 等

◆ 制度の周知

被害者等通知制度を利用する際のお知らせ、法務省ホームページ、ポスター・リーフレットの配布
被害者支援団体等の理解・協力を得て行う周知 等

◆ 職員に対する研修

被害者施策全般に対する理解

被害者等、被害者支援団体等によるゲストスピーカー、更生保護官署職員、検察庁、都道府県警察職員による講演 等

聴取伝達上の配慮事項の理解

被害者等の心情等の一般的理解、ロールプレイング等による実践的研修、事例研究 等